

平成30年度

松伏町情報公開制度実施状況
松伏町個人情報保護制度施行状況
報告書

	ページ
松伏町情報公開制度実施状況報告書	・・・ 1
松伏町個人情報保護制度施行状況報告書	・・・ 7
松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	・・・ 10

松伏町

平成30年度 松伏町情報公開制度運用状況報告書

松伏町では、町民の皆様の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民の皆様に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の皆様の町政への参加を促進し、町民の皆様の的確な理解の下に公正で透明な開かれた町政の推進に寄与するために、松伏町情報公開条例に基づき、公文書の開示を実施しています。

1 公文書の開示の実施状況

松伏町情報公開条例に基づく平成30年度の公文書の開示請求の件数は9件（平成29年度は4件）で、開示請求の対象となった公文書数は43件（平成29年度は2件）でした。実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は、処理中の事案を除き、100パーセント（平成29年度は100パーセント）となっています。開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

なお、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ()は平成29年度

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	
町長	7 (3)	10 (1)	30 (0)	1 (1)	41 (2)
教育委員会	2 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	9 (4)	11 (2)	31 (0)	1 (1)	43 (3)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文

書が開示請求の対象となる場合等があるためです。

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	請求件数
町内に住所を有する個人	4件
町内に住所を有する法人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する個人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する法人	3件
県外に住所を有する個人	1件
県外に住所を有する法人	1件
合 計（表1の受付件数と合致します。）	9件

※ 開示請求書に記載されたものを集計したものです。

表3 課別の処理状況

課 名		処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
町 長	総 務 課	0件	5件	0件	5件
	企 画 財 政 課	3件	0件	0件	3件
	住 民 ほ け ん 課	0件	0件	1件	1件
	税 務 課	0件	2件	0件	2件
	いきいき福祉課	0件	4件	0件	4件
	すこやか子育て課	1件	1件	0件	2件
	環 境 経 済 課	0件	1件	0件	1件
	新市街地整備課	0件	10件	0件	10件
	まちづくり整備課	6件	7件	0件	13件
教育委員会	教 育 総 務 課	1件	0件	0件	1件
	教 育 文 化 振 興 課	0件	1件	0件	1件
合 計		11件	31件	1件	43件

2 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された公文書の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は、一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表4のとおりです。

表4 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

申立件数	却 下	決定取消等公開	審査会への諮問件数		
			全部公開	一部公開	非公開
0	0	0	0		
			0	0	0
			0	0	0

3 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 開示請求の処理状況（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
1	3月14日	町長 (まちづくり整備課)	松伏町〇〇〇〇-〇〇の用排水路土手のコンクリート工事及び水路の蓋の工事までの経緯と、それに係る資料全て(同意書・写真・図面等) 工事後も含む	工事契約決裁	部分開示	条例第6条第2号	4月24日
				工事契約書	部分開示	条例第6条第2号	
				工事工程表	部分開示	条例第6条第2号	
				工事完成通知書	部分開示	条例第6条第2号	
				工事目的物引渡書	部分開示	条例第6条第2号	
				完成図書(出来形管理、工事写真、工事写真表紙)	部分開示	条例第6条第2号	
				資料 工事発注資料(航空写真、公図、写真)	開示		
				平成20年度工事設計書	開示		
				工事起工、見積徴取決裁	開示		
				工事完成確認書	開示		
				用水路の流れ	開示		
工事に至る経緯	開示						
2	6月20日	町長 (税務課)	平成30基準年度の鑑定評価書の標準宅地調書	平成30基準年度の鑑定評価書の標準宅地調書	部分開示	条例第6条第1号	6月27日
3	7月20日	町長 (税務課)	北葛飾郡松伏町大字大川戸〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇の平成30基準年度の鑑定評価書(様式1)、標準宅地調書(様式4)	北葛飾郡松伏町大川戸〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇の平成30基準年度の鑑定評価書(様式1)、標準宅地調書(様式4)	部分開示	条例第6条第1号及び2号	7月25日

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
4	9月14日	町長 (総務課、 いきいき福 祉課、すこ やか子育て 課、環境経 済課、新市 街地整備 課、まちづ くり整備 課)	平成30年9月14日現在で加入中の損害 保険及び共済の証券及び明細書	全国市町村総合賠償補償保険加入依頼書 (全国町村会総合賠償補償保険加入証) 全国町村会総合賠償補償保険加入のご案内	部分開示	条例6条第 2号	9月25日
				費用・利益保険証券	部分開示	条例6条第 2号	
				賠償責任保険証券	部分開示	条例6条第 2号	
				埼玉県医師会 産業医傷害保険制度 団 体保険加入者カード (加入者証)	部分開示	条例6条第 1号	
				賠償責任保険証券 (兼明細書)	部分開示	条例6条第 2号	
				企業総合保険証券 (エローラ通り) 企業総合保険明細書一覧 (エローラ通り) 企業総合保険明細書 (エローラ通り)	部分開示	条例6条第 2号	
				企業総合保険証券 (松伏記念公園) 企業総合保険明細書一覧 (松伏記念公園) 企業総合保険明細書 (松伏記念公園)	部分開示	条例6条第 2号	
				企業総合保険証券 (外前野記念会館)	部分開示	条例6条第 2号	
				企業総合保険証券 (もみじ公園内)	部分開示	条例6条第 2号	
				企業総合保険証券 (くすのき公園内)	部分開示	条例6条第 2号	
				企業総合保険証券 (けやき公園内)	部分開示	条例6条第 2号	
				スポーツファシリティーズ保険加入者証 兼領収書	部分開示	条例6条第 2号	
特定行政庁団体賠償責任保険 加入者証	部分開示	条例6条第 2号					

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	三井住友海上団体総合生活保障保険証券 三井住友海上団体総合生活保障保険明細書	部分開示	条例6条第1号	9月25日
				ほいくのほけん加入通知書	部分開示	条例6条第2号	9月26日
				非常勤職員公務災害補償保険加入依頼書 (非常勤職員公務災害補償保険加入証兼 保険料相当額領収書) 非常勤職員公務災害補償保険の手引のうち7ページから13ページまで「第3章 保険の内容」	部分開示	条例6条第2号	
				保険証券(傷害保険)	部分開示	条例6条第1号及び第2号	
				保険証券(傷害総合保険)	部分開示	条例6条第1号及び第2号	
				保険証券(傷害総合保険)	部分開示	条例6条第1号及び第2号	
				保険証券(傷害総合保険)	部分開示	条例6条第1号及び第2号	
				出張診療傷害保険、休日診療傷害保険、 医師賠償責任保険(保険証券)	開示		
5	6月14日	教育委員会 (教育総務課)	松伏町立松伏小学校屋内運動場等建設工事 (建築工事) 案内図 配置図 敷地求積図	松伏町立松伏小学校屋内運動場等建設工事 (建築工事) ・案内図、配置図 ・敷地求積図	開示		6月20日

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
6	10月16日	町長 (企画財政課)	第5次総合振興計画案の策定 委員会の会議録および提出資料(会議資料) 第1回目～第3回目まで	・第5次総合振興計画策定委員会第1回の 会議録及び会議資料	開示		10月30日
				・第5次総合振興計画策定委員会第2回の 会議録及び会議資料	開示		
				・第5次総合振興計画策定委員会第3回の 会議録及び会議資料	開示		
7	11月5日	町長 (新市街地整備課)	上赤岩横田地区における産業系土地利用の 要望書	上赤岩横田地区における産業系土地利用 の要望書	部分開示	条例第6条 第1号	11月14日
8	11月13日	町長 (新市街地整備課)	上赤岩横田地区の農地に係る土地利用に関 する要望書	上赤岩横田地区における産業系土地利用 の要望書	部分開示	条例第6条 第1号	11月20日
9	11月22日	教育委員会 (教育文化振興課)	「石川民部家始祖が大阪の陣の頃に関西から 落ち延びてきた」との伝承を示す内容の 聞取調査の報告書・メモ	松伏町聞き取り調査カード(事件用)	部分開示	条例第6条 第1号	11月28日
10	2月4日	町長 (住民ほけん課)	平成30年1月1日から平成30年12月 31日までの間の住居表示(住居番号)の付 定状況(付定日又は受付日・住居番号・地番) が分かる資料		不開示	不存在	2月13日

※ No.1については、平成29年度末の請求であり、決定が平成30年度となったため、平成29年度松伏町情報公開制度実施状況報告書においては、開示請求のみ件数を報告しています。

平成30年度 松伏町個人情報保護制度運用状況報告書

松伏町個人情報保護条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、町の実施機関に対して個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をする場合は、松伏町個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や利用目的、記録範囲等を記載した個人情報ファイル保有開始（通知事項変更）通知書を町長に届け出なければなりません。

この通知書に基づいた個人情報ファイルは、本庁舎1階町政情報コーナーで閲覧することができます。なお、松伏町個人情報保護条例に基づく個人情報ファイル簿の総数は表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の登録件数（平成31年3月31日現在）

個人情報ファイル簿	193
-----------	-----

2 保有個人情報の開示等の実施状況

松伏町個人情報保護条例に基づく平成30年度の保有個人情報の開示請求等の件数は4件（平成29年度は4件）で、開示請求の対象となった公文書数は4件（平成29年度は6件）でした。

なお、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表7、課別の処理状況は表8のとおりです。

表7 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況（ ）は平成29年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	計
町長	4 (4)	1 (3)	3 (3)	0 (0)	4 (6)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	4 (4)	1 (3)	3 (3)	0 (0)	4 (6)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

※ 保有個人情報の訂正の実施状況については実績がありませんでした。

※ 保有個人情報の利用停止の実施状況については実績がありませんでした。

表8 課別の処理状況

課 名	処理件数			
	開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
住民ほけん課	1	3	0	4
合 計	1	3	0	4

3 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された保有個人情報の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表9のとおりです。

表9 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

区 分	申立件数	却 下	決定取消等開示	審査会への諮問件数		
開示関係	0	0	0	0		
				全部開示	一部開示	不開示
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
訂正関係	0	0	0	0		
				全部訂正	一部訂正	不訂正
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
利用停止 関係	0	0	0	0		
				利用停止	消去	提供停止
				0	0	0

4 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

表 1 0 開示請求の処理状況（平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間）

No.	請求月日	実施機関	請求に係る保有個人情報の名称等	対象保有個人情報	決定内容	部分開示及び不開示理由	決定月日
1	6 月 1 5 日	町長	本人通知制度による通知（平成〇〇年〇月〇〇日付け住第〇〇〇号）に関する戸籍謄本の申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（本人通知制度による通知（平成〇〇年〇月〇〇日付け住第〇〇〇号）に関するもの）	部分開示	条例第 1 6 条第 3 号	6 月 1 5 日
2	9 月 1 3 日	町長	松伏町住民票の写し等の交付通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け住第〇〇〇号に係る改正原戸籍謄本の請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（住民票の写し等交付通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け住第〇〇〇〇号に関するもの）	部分開示	条例第 1 6 条第 3 号	9 月 1 4 日
3	1 0 月 4 日	町長	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇〇月〇日までの自身に係る住民票等交付請求書及び戸籍証明書等の交付申請書	住民票等交付請求書（平成〇〇年〇月〇〇日付）	開示		1 0 月 1 8 日
4	1 月 2 1 日	町長	松伏町住民票の写し等交付通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け住第〇〇〇号）に係る戸籍謄本の請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（住民票の写し等交付通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け住第〇〇〇〇号）に関するもの）	部分開示	条例第 1 6 条第 3 号	1 月 2 2 日

平成30年 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に対する町の決定処分について、不服があった場合の救済機関で、実施機関からの諮問に応じて審査を行い、答申する町長の附属機関です。

諮問した実施機関は、松伏町情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、不服申立てについての決定を行います。

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。任期は2年で再任が可能です。

2 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

平成30年度における松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、表11のとおりです。

表11 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

	開催日	主な内容
	平成30年度は、開催されませんでした。	